

## 熊本県法人協会玉名地区会員との意見交換会

- 平成 28 年 8 月 10 日（水）14:00～15:00

場所：玉名市民会館 別館第 2 会議室

### ● 検討議題

#### 1 事業説明（公社から）

農地中間管理機構の概要を説明

- ・ 機構は 10 年以上の期間で農地を借り入れ、5 年以上の期間で貸し付ける
- ・ 県内を 101 地区に区切り、借受希望者の申し込みを随時受け付けている
- ・ 貸付申込のあった農地は登録のうえ、農地の所在する区域に申し込みをした借受希望者の中から、貸付決定ルールに基づき受け手を選定する。
- ・ 受け手のメリットは、将来的にまとまりのある農地を借りられること。また、賃料の支払い先が機構のみとなるので、手間がかからないなど。

（法人協会役員から）

- ・ 農地中間管理事業の参加者（出し手）がなぜ少ないのか、考える必要がある。
- ・ 法人協会として何ができるのかを考えてもらいたい。各地域に戻って、事業の周知もお願いしたい。

#### 2 意見交換

（会員）

借受希望を出しているが、説明にあったように出し手が少なく農地は見つからないようです。農地が出る可能性が少ないなどの情報があれば、お知らせいただきたい。

（機構）

借受希望者に対しても農地情報を提供するようしていきたい。

（会員）

耕作放棄地があるが、未相続なので借りられない。税率を上げるのも耕作放棄地を動かす有効な方法と思う。

（機構）

遊休農地を解消するため、農業委員会は遊休農地調査と所有者の意向調査をすることになっている。機構に貸したい意向がある農地のリストが上がってくれば、借受け希望者の中から選定し貸すことになる。未相続農地であっても、一定の権利者の同意が得られれば、機構借入は可能である。

(会員)

条件がよくない農地の賃借料の設定はどうか。

(機構)

賃借料は地域、形状、位置によっても異なる。山間地の農地は使用貸借もある。基本的には、地域の標準的な単価で設定されている。

(会員)

私の営農地域では耕作放棄地が増えている。特に果樹では、管理をしないと蔓が巻いてしまう。機構では申し込み後に管理してもらえるのか。

(機構)

申し込みを受けて登録し、マッチングを試みていく。マッチング後の手続きが整うまでは、所有者が適正に管理してもらうことになる。

(会員)

期間借地ができれば中間管理を活用できるが、どうか。

(機構)

現在、期間借地の取り扱いについて調整中。近々、方法を明示したい。

(会員)

いろいろなところから農地を借りているが、集約化ができるのか。

(機構)

受け手同士が話し合っ交換することもできる。

単純に農地を集めたい地域に借受け希望を出し、農地を集積しながら、遠いところを手放していくしかない。